①

政治学
第３回　現代までの政治思想

0　前回の講義の復習
1　自由主義・自由民主主義への批判
2　民主主義と全体主義
3　現代の自由主義（リベラリズム）
4　リベラリズムに対する批判

＊講義はパワーポイントのレジメを使用します。基本的に板書はしません。
　オフィスアワーは月曜３限と火曜３限です。
　欠席は５回までです。６回以上欠席すると、講義の単位は取れません。

②　０　前回の復習①

（１）「リベラル・デモクラシー」という民主政治の仕組み

●現代の民主政治：「リベラル・デモクラシー（自由民主主義）」

＊「リベラル」や「自由主義（リベラリズム）」とは何か

⇒ヨーロッパの中世、近代で、人々が絶対王政に対抗する中で生まれた。（国家の）権力が人々に対して影響を及ぼす範囲を明確に限定し、権力の濫用（身勝手に使うこと）から個人の自由を守ろうとする思想と運動

＊「絶対王政」：国王が国内の人々に圧倒的な権力を持つ政治の仕組み。

⇒個人の自由を確実に保障するために、一定程度の政治参加（特に議会を通した政治参加）が必要という発想を持つ。

⇒自由主義にとって、（間接民主制による）民主的な意思決定の実現というのは、自由と権利（身体・生命・信教・表現の自由、財産を持つ権利等）の保障という自由主義の最高目標を達成するための手段にすぎない。

⇒自由主義から見れば、政治の権力は人々の生死を左右する圧倒的なものであり、王であれ人々であれ権力を持つ者への警戒は怠るべきでない。

＊三権分立（権力分立）：個人の自由や権利を保障するために、統治者による国家権力の濫用を防ぐため、立法・行政・司法を独立した機関に分散させ、互いに抑制・均衡

③　０　前回の復習②

（２）自由民主主義の成立と自由主義（リベラリズム）

●自由民主主義は権力を分け、一人ではなく複数の者や機関に担わせる考え（権力分立）を採用し、さらに互いに監視させる。

⇒日本国憲法の三権分立（立法・行政・司法）など。

●絶対王政という敵がいる間は、自由主義と民主政治は協力していた。しかし、民主政治（間接民主制）が実現していくにつれ、自由主義やその提唱者は多数の者による決定が個人の自由を侵害するのではないかと考えるようになった。そのため、憲法等の国内最高の効力を持つルールで、身体の自由等を侵すことのできない権利として保障することで、自由主義は権力の制限を行い、権力が用いられる機会を減らすように努めた。

●ただし、20世紀中頃から、国家が権力を用いて福祉や教育、年金、医療等を提供することで、人々の生存を保障するという考えが普及し、この仕組みが定着している。この考えも「リベラリズム」という（次回解説）。

●歴史的に民主政治の評価は高くはない。しかし、「自分の人生に大きく関わること（政治）に、声をあげることができるべき」（17世紀イギリスのレヴェラーズ）という民主政治の思想は今日も重要である。

④　１　自由主義・自由民主主義への批判①

（１）保守主義

①エドモンド・バークと保守主義

●バークはイギリスの政治家で、1789年のフランス革命に反発を示した。

●バークによれば、社会は長い時間をかけて形成された先入見（ものの見方・考え方）や慣習に基づいており、これらを否定すれば社会は無秩序にならざるを得ないと考えた。そして、人間は、生まれ育った社会の先入見や慣習を身に付けることで、はじめて何らかの判断や行動が可能になるという。

●自由や権利（人権）は、各国特有の歴史に照らして具体的な内容を持つものであるという。そして、フランス革命のように、自由や権利を人間一般に当てはまる理性や抽象的な権利を掲げて、先入見や歴史に基づく秩序を破壊する革命は、バークにとって許容できない暴挙であった。

●バークの保守主義は、むやみな変革を避け、過去から連続する伝統を重視しながら、徐々に修正を図る立場である（漸進主義）。歴史の中で受け入れるべき変化を意識しながら、特定の国や社会において重要な価値や制度、文化など見極めながら、守るべきものを選択するという思想である。

⑤　１　自由主義・自由民主主義への批判②

（２）近代国家とナショナリズム

●フランス革命によって、ヨーロッパ各国でナショナリズムが高まった。近代の民主主義では、主権である人民はネーション（国民）と同一視されたためである。フランス以外の国でも、ネーションが自国の主権者になろうとする動きが高まり、ナショナリズムが高まることとなった。

＊ナショナリズム：国家とネーション（国民）との一致（国民国家の成立）をもとめる政治運動や精神

●ドイツの哲学者のヘーゲルは、フランス革命による旧体制の打破を歓迎しつつ、革命が悲惨な恐怖政治（反対派を徹底的に弾圧する）に行きついたことを問題視して、立憲君主制により国家を統治することを正当化した。

●ヘーゲルは、個人が具体的な社会の制度や、組織に位置づけられる必要があり、様々な個人を統合する役割を果たせるのは国家だけと考えた。自由に振る舞う個人から成り立つ市民社会は、欲望の体系であり、そこから生じる様々な個人の利害が生じ、個人が自身の利害を追求する。そのため、こうした利害から中立的な官僚や君主によって、国家を統治することこそが、より高い理性に導かれた社会の発展を可能にするとヘーゲルは考えた

⑥　１　自由主義・自由民主主義への批判③

（３）社会主義の台頭

- 自由主義は経済活動の自由を認めることで、資本主義が発達した。資本主義のもとでは、生産活動の手段となる土地や工場などを所有する資本家（ブルジョア）と、資本家に雇われて働かざるを得ない労働者（プロレタリアート）との階級分化が生じた。
- 産業革命後、工業化と都市化（都市に人々が集まり、工場で働く労働者が増える）が進むと、資本家による労働者の搾取（さくしゅ）が階級対立を招くとともに、劣悪な労働条件（不衛生で危険な労働環境で、長時間働かされるなど）、貧困（安い給料しか労働者に払わない）、不衛生な住環境、伝染病（コレラ、赤痢など）、治安悪化などの社会問題が深刻化した。
- こうしたことから、平等を追い求める社会主義が魅力を持つようになった。社会主義は工場などの生産手段を社会化（社会全体で共有する）して、公的な管理の下に置き、一定の計画に基づいて生産活動を行う経済体制であり、格差の発生を抑制できると考えられていた。
- マルクスは共産主義（生産手段を社会化することで、貧富の差をなくすことを目指すという思想・運動・体制）を提唱し、階級を解消するために（資本家を打倒し、生産手段を社会化するために）、労働者が革命によって権力を握る必要があると主張した。

⑦　1　自由主義・自由民主主義への批判④

（４）社会民主主義と共産主義体制

●西ヨーロッパでは、労働者の運動が激しく弾圧されたため、マルクスの革命路線よりも、資本主義を少しずつ改良する路線に転換した。労働者が組織した政党（社会民主党など）が、選挙で議員数を増やし、議会政治を通じて（議会で労働者に役立つ法律や予算を成立させることで）、労働者の要求を実現していく「社会民主主義（修正資本主義、議会主義ともいう）」が定着した。

●これに対して、レーニンは議会主義を否定した。レーニンは、資本主義においては、労働者が政治参加をする余裕がなく、極めて苦しい生活を強いられるので、少数の金持ちのための議会政治しか実現しないと主張した。レーニンは1917年に起きたロシア革命で、政権の掌握に成功すると、共産党独裁に基づくソヴィエト社会主義共和国連邦（ソ連）を誕生させた。

●中国では、1949年に中国共産党を率いる毛沢東が、中華人民共和国を建国した。また、レーニン死後のソ連では、権力を握ったスターリンが、反対派の弾圧と粛清を徹底的に行い、スターリニズムという恐怖政治を行った。

→その後のソ連では、共産党幹部らが特権を握り、平等な社会にならず、計画経済が行き詰まり人々の生活を窮地に陥れた。そして、20世紀末にソ連が崩壊すると、社会主義や共産主義に対する支持が急速に失われていった。

⑧　１　自由主義・自由民主主義への批判⑤

（５）経済体制の違い（『図録政治学』のP20の「経済体制の違い」より）

	社会主義	社会民主主義 ／修正資本主義	資本主義
特徴	生産手段の公有（共有・国有）、企業の公営、組織的管理による計画経済	生産手段の私有と公有の併存、政府部門と民間部門の混合経済、政府による市場介入と社会保障	生産手段の私有、企業の民営、各人の契約に基づく市場経済（自由放任）
意義	社会の平等化、階級の解消、経済分野における参加の機会	公共財の供給、独占・寡占の抑制、労働条件の改善、所得再配分	市場競争による生産性の向上と資源の効率的利用、技術革新
課題	複雑化した経済における計画の限界、生産性の停滞、組織の集権化による腐敗と専制	不適切または不十分な市場介入、政府の肥大化と非効率、経済成長の鈍化、少子高齢化、財政制約	劣悪な労働条件、深刻な貧困、環境破壊、階級対立の激化、独占・寡占による競争の阻害

⑨　１　自由主義・自由民主主義への批判⑥

（６）自由主義の変容と福祉国家の道

●19世紀までの自由主義（古典的自由主義）では、国家からの自由（経済における企業活動などの自由放任）を「自由」と捉えていた。しかし、このような「自由」により、労働者が困窮し、個人の経済や人格面での発展が妨げられた。

●こうしたことから、個人の人格的発展を追求できることが「自由」だと考える「ニュー・リベラリズム」が登場した。この思想の提唱者であるグリーンらは、個人の発展を妨げる要因を除去するために、国家が教育や福祉を提供する（福祉国家になる）べきだと主張した。

●20世紀になると、いわゆる福祉国家が生まれた。1919年に社会権（国家が教育や福祉を提供して、個人の生活を安定させることで、人々が人生の選択肢を自由に選べるようになる「国家による自由」を保障する）を定めてワイマール憲法が制定された。また、経済学者のケインズは「自由放任の終焉」を訴え、現実の市場は不完全で前ページの「資本主義の課題」を引き起こすので、政府が積極的に経済活動に介入すべきだと主張した

⑩　２　民主主義と全体主義①

（１）民主主義と独裁

●19世紀末から20世紀にかけて、間接民主制（議会制民主主義）が広まり、選挙権の付与が拡大した。政党は多くの人々の支持を集めて選挙で勝利するために、政党の組織化（組織の巨大化）が進んだ。その結果、政党が国家や社会の直面する課題に、有効な解決策を示せない一方、組織全体の利益を重視して妥協や調整が行い、政党や政党政治への信頼が失われていた。

●マックス・ウェーバーはこのような事態を憂慮（ゆうりょ）し、職業政治家への不満を強め、大衆の直接投票によるカリスマ的指導者の登場に期待をかけた。

●法律学者のカール・シュミットは、選挙や議会は自由主義的制度であり、本来の民主主義（支配者と被支配者の同一化）とは関係ないと主張し、同質的な人民の喝采に基づく民主政治（被支配者に選ばれるという正当性を満たした支配者に、被支配者が協賛する）の姿を描いた。シュミットは、独裁は反自由主義的であるが、反民主主義ではないと考えた。（権力の集中に批判的な）自由主義と切り離された民主主義では指導者への権力集中を防ぐ理由が乏しいため、人民の支持を得た独裁は正当化されると、シュミットは主張した。そして、ナチスのヒトラーがドイツの首相となり、独裁政権を確立したのを正当化した。

⑪　２　民主主義と全体主義③

（２）全体主義

- 全体主義は何らかの政治思想を掲げる勢力（「ドイツの第三帝国の栄光」、「共産主義社会の建設」）が、その思想や理想の実現に向けて、全国民を政治に参加させる（動員する）。個人の内面の自由の保障などの自由主義の原理を積極的に否定して、国家全体の利益を絶対的に優先する。
- 全体主義は、国家が社会の全領域に浸透していき、個人的・私的な領域を残さない点が特徴である。また、全体主義では、支配政党が形式的にも、実質的にも権力を独占して、国家と同一化する。
- 全体主義の例は、①1930年代のヒトラーのナチス（党）が支配したドイツや、②スターリンの共産党が支配したソビエト連邦（ソ連）である。
- ナチス・ドイツから亡命した政治思想家のハンナ・アレントは、全体主義の恐怖を人間の「複数性」を消去する点に求めている。全体主義では、国家が掲げる目標への反対が許されず、政権にとって不都合な言論や行動は弾圧され、個人は絶えず監視され、画一的な存在であることが求められるからである。全体主義では言葉を介して異なる他者と交わるという政治本来の意義がないと、アレントは論じている。

⑫　2　民主主義と全体主義②

（3）民主主義観の転換

●経済学者のシュンペーターは古典的な民主主義観と自身のものを対比した。

	古典的モデル	シュンペーターモデル
市民像	あらゆる問題について、合理的で確固たる意見を持つ市民	政治に関する思考や判断の能力が低く、明確な意見を持たず、非合理的な偏見や衝動にとらわれやすい市民
代表選出の性格	民意を実現するために最適な人を選ぶ機会	市民が誰に統治されるか決める機会
民主主義の意義	市民が政治的決定権をもち、自ら統治すること	市民の票を集めるという競争を通じて政治的決定権が獲得されること

●シュンペーターは、政治は能力のあるエリート（政治家）が担い、市民の政治参加は、より優れた者を見定めて選抜する機会にとどめるべきだと考えた。そして、民主主義とは、選挙において有権者の支持を求める複数のエリートたちを競い合わせることで、統治の質を向上させる仕組みという民主主義観を示した。市民の役割を投票に限る点でエリート主義的であるが、その後、彼の民主主義観が定着していった。

⑬　３　現代の自由主義（リベラリズム）①

（１）アイザイア・バーリンの「２つの自由概念」

- 「自由」という言葉は、古典的自由主義が「国家からの自由」を重視する一方、ニュー・リベラリズムが「国家による自由」を重視している。また、古代のギリシャでは、政治に参加することが自由の条件だと考えられる一方、近代では、政治を担う国家の権力を制限することによって自由が得られると考えられていた。このように「自由」は多様な意味を持っていた。
- イギリスの政治哲学者のバーリンは「２つの自由概念」により、自由という言葉の意味を次の２つに分類した。

①消極的自由（～からの自由）：他人や国家から妨害・強制されずに、自らの意思に従って行動できること（他者に放任されることが自由）。

②積極的自由（～への自由）：「ありのまま自己」は感情や欲望に流されやすいので、こうした望ましくない欲求を制御しながら、自らの理想（「あるべき自己」）へと近づけるように行動できること（自己を支配することが自由）。

→①は古典的自由主義に近く、②の自由は、理想には国家などの特定の集団の価値観を反映しやすいため、その観点から「正しい」行いができない不自由な個人を導くという名目で支配（自由への強制）が正当化されること（ナチスのドイツ、ソ連などの全体主義の国や独裁主義の国など）もあると、バーリンは主張する。

⑭　３　現代の自由主義（リベラリズム）②

（２）リベラリズムの成立

①ジョン・ロールズ

●第二次大戦後から1970年代の半ばまで、アメリカや西ヨーロッパ、日本などは、持続的な経済成長に基づく福祉国家の建設が進んだ。ロールズは、次のような、福祉国家を支える「分配的正義」の理論を構築した。

●ロールズによれば、多様な価値観が存在する社会では、各人が追求する「善（各人が善いと考える生き方）」は異なるが、「正義」（各人が共存したり、社会が成立するための条件）は個別の善よりも優先されるという。「正義」の中でも、分配的正義は、限りある資源をどのように分配するのが適切か、各人の間での資源の保有の格差を正当化できる理由は何かを問うものである。

●ロールズは、「原初状態」という、各人が資源等の分配のルールを決める状態を想定し、その際に①各人に同じ程度の自由を認める（平等な自由の原理）と、②社会的・経済的不平等は、社会の構成員全員が就くことのできる地位と職務に伴うものであり、社会の中で最も不利な立場の構成員にとって（他のルールと比べて）最大の利益をもたらすこと（格差原理）というルールが採用されると主張した。特に②のルールが、福祉国家や福祉国家による教育や福祉の提供を支える原理となる。

⑮　３　現代の自由主義（リベラリズム）③

（３）アマルティア・センによるロールズの議論の修正

●ロールズは、①平等な自由の原理と②格差原理によって、権利、自由、（職業を得たり、教育を受ける）機会、所得・富などの基本財を分配すべきだと主張した（現実には、福祉国家による教育や福祉の提供、所得の再配分などを正当化する議論である）。

●ノーベル経済学賞を受賞したセンは、ロールズが基本財を用いる人間の「多様性」を考慮していないと主張した。人によっては、自分の足で遠くまで歩ける人もいれば、車いすを使わなければ移動できない人もいるように、同じことをするために必要な労力や費用は人によって異なっている。同じだけの基本財を（国家・政府などによって）分配されても、達成できる機能（健康などの状態や、実際にできる行動や行為）は同じではない。

→そこで、センは、保障すべきなのは基本財（自由の手段）ではなく、重要な機能（たとえば適切な医療を受けられること）を各人の「多様性」に関わらず達成可能にする「ケイパビリティ（生き方の幅（川本隆史））」やその保障が重要だと主張した。

⑯　３　現代の自由主義（リベラリズム）④

（４）ユルゲン・ハーバーマス

●1990年代以降、新たな民主主義の考え方として「熟議（じゅくぎ）民主主義」が現れた。社会が複雑化し、価値観が多様化する中では、単に市民の意見や利益を集計して（利益を代表する政治家を選ぶ）、異なった利益の均衡を図る（選ばれた政治家の競争で利益を均衡させる）というシュンペーター型の民主主義観では不十分だと考えられた。

●そこで、他者との対話（市民の熟議と討議）を通じて、自らの意見や立場を反省するプロセスが重要であり、こうした熟議や討議から幅広い市民が受け入れられる理由を見い出して、政治の決定につなげるべきだという「熟議民主主義」が注目を浴び、その一部は実際に実行された。

●ドイツの社会哲学者のハーバーマスは、次のように熟議民主主義を擁護した。国家や市場と切り離された市民社会（公共圏）では制約が少ないため、自由で理性的な議論が可能であり、そこから生み出された公共的な意見（世論）を議会における決定と適切に結びつけることで、権力の民主的統制が可能になると考えた（二回路モデル）。

⑰　３　現代の自由主義（リベラリズム）⑤

（５）現代の自由主義（リベラリズム）

●日本では、19世紀までの古典的な自由主義は「自由主義」と呼び、20世紀以降の福祉国家を擁護する現代の自由主義を「リベラリズム」という。

●リベラリズムは、福祉国家や「国家による自由」を擁護する。すなわち、国家が教育や福祉、医療などの公共サービスを提供し、景気対策を行い、累進課税（所得の額が大きくなればなるほど、税金の額も増える）による国民の間での所得の再分配といった「国家による人々の生活への介入」を擁護する。そして、福祉国家では、国家内のどこにいても、国民に対して最低限の生活のレベルを保障する（ナショナル・ミニマムの保障）。

⇒このような介入によって、人々の生活が安定し（経済的な不安定から解放されて）、人々が自由に自分の選びたい生き方が選べるようになるからである。

●また、リベラリズムは人々の価値観や生き方の多様性を容認する（リベラリズムが興味があるのは、多様な価値観を持つ人々が共存できる条件を見つけることにあるため）。そして、現代では自由民主主義は、現代の自由主義（リベラリズム）の政治思想にもとづいている考えられている。

⑱　４　リベラリズムに対する批判①

（１）新自由主義（ネオリベラリズム）

- 1970年代半ば以降、当時の先進諸国では、石油危機に経済成長が鈍化すると（低成長時代になると）、少子高齢化が始まっていたので、国家の財政が悪化した（国家による公共サービスの提供や景気対策で、国家の支出が増大する一方、税金を納める者が減り、財政の赤字が拡大した）。
- 同じ頃、経済学の世界では、「国家からの自由」を求め、国家による人々や社会への介入を批判し、古典的自由主義への回帰（ネオリベラリズム。「ネオ」とはそれまでにあったものとの比較で新しいということ。この場合、現代の自由主義（リベラリズム）よりも新しい自由主義ということ）
- フリードリッヒ・ハイエクや、ミルトン・フリードマンは、福祉国家は、政府の肥大化を招くと批判し、民営化（国家の事業を民間会社に担わせる）や規制緩和、減税等を求め、国家の役割は国防、治安維持、民間人の自発的な経済活動の支援（経済活動の自由の保障）などにしぼることを主張した。
- 政治の場でも新自由主義が受け入れられ、1980年代のアメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、日本の中曽根康弘政権が代表的な新自由主義の政権である。日本では、政治の場や政治家の中でで新自由主義が定着することとなった。

⑲　４　リベラリズムに対する批判②

（２）フェミニズム

●フェミニズムとは一般に、男女間の不平等を明らかにし、女性に対する権利や機会の保障を求める思想や運動という意味で用いられる。ここでいう「不平等」は、所得の再分配のことではなく、女性というアイデンティティの承認により、解消できるものとされている。

→女性に優しく接することが、フェミニズムではない。

●フェミニズムは19世紀のヨーロッパで始まった運動である。当時、普遍的な人権が理念として確立され、そのいくつかは実現しつつあった（参政権など）。しかし、女性には男性であればだれでも認められる参政権などの権利が認められていなかった。

→日本では1925年に25歳以上の成人男性に選挙権が認められたが、成人女性にも認められたのは敗戦後の1945年であった。

●以上のような法的な不平等を背景として、19世紀後半以降、平等な権利を求める女性解放運動が高まりを見せた。こうした法的平等を求める（男性と同等の権利を求める）運動をは「第一波フェミニズム」と呼ばれ、アメリカやイギリスなどの西洋諸国で女性の参政権が拡大していった。

⑳　４　リベラリズムに対する批判③

（３）第二波フェミニズム

●20世紀中盤にさしかかると、男性と女性の間の法的平等はおおむね達成された。しかし、女性たちはそうした形式的な平等を達成するだけでは解決できない問題に直面していた。

→女性は結婚後、仕事を辞め（女性は家庭に入るために、早期に仕事を辞め）、子どもを産み、家事育児に専念すべきだという固定観念が、女性に生き方に関わる自由な選択にとって障壁になるという問題が指摘された。

→こうした状況を改善するために、現実には社会的あるいは経済的な不平等が存在していくことを告発し、固定的なジェンダー観（女らしさ）からの解放を目指し、女性の自己決定を強調する「第二波フェミニズム」が高まりを見せた。

●当時「女性に家庭に入るもの」というジェンダー観から、会社では女性を総合職などのエリートコースでは採用せず、事務職として採用し、社員の男性の結婚相手とさせていた。また、「性別役割分業論」に基づき、家事や育児、介護を女性に担わせ、女性の社会進出を阻んでいた。さらに、女性が（本人の意思とは関係なく）性に「貞淑」や「奔放」であるなどのイメージや、「女子供」というように女性が男性よりも劣っているようなイメージを、女性に押し付けていた。こうした押し付けに、フェミニズムは強い反発を示した。

㉑　４　リベラリズムに対する批判④

●第二波フェミニズムの代表的な潮流として、「ラディカル・フェミニズム」がある（ラディカルとは、物事を根本から考えるという意味）。ラディカル・フェミニズムは、社会における女性への差別の根源に、家庭内での女性に対する支配という「家父長的（男性が家庭の長として、家族に対して絶対的な支配権を持つ制度。日本の戦前の家制度など）」な関係を見い出し、「個人的なことは政治的である」（家庭内の個人的な男女問題が、実は公的で、社会全体に関係し、政治の場で取り上げるべき問題である）というスローガンを掲げた。

●第二波フェミニズム以前は、国家は「公」の領域で、市場は「私」領域で、家庭は「私」の領域と見なされておらず、家庭は男女平等を保障すべき領域とは考えられていなかった。しかし、第二波フェミニズムは、国家と市場を「公」の領域として、家庭を「私」の領域とみなしたうえで、「公」の領域と同様に「私」の領域にも権力関係や不平等があることを指摘した。

＊「公私」の領域に分けて、「私」への国家の介入を禁じるのは、国家の権力を必要以上に拡大させるのを防いで、個人の自由を守るためである。

㉒　４　リベラリズムに対する批判⑤

●フェミニズムは、古典的自由主義や自由民主主義、リベラリズムに対して、これらの政治思想の「自由」は成人男性の自由であり、女性や子どもはその対象外であり、「自由」のことも含めて、不平等に取り扱われてきたと主張している。

●さらに、近年のフェミニズムは、女性の多様性にも注目している。例えば、「黒人」であり「女性」であるという二重の差別や不平等の直面する黒人女性のニーズを代弁していなかった（黒人女性は、家事分担や職場での地位の平等以前に、貧困などのより切迫した問題を抱えていた）。

→上記のように、人間がいくつものアイデンティティ集団に所属していることを「インターセクショナリティ（交差性）」といい、マイノリティ（少数派）の中でも、所得、職業、居住する地域、社会的な役割、性差、文化などの多様な困難があることが指摘されている。

→日本では、女性であっても、例えば都市部と地方で直面する問題は異なるかもしれない。

㉓　本日の講義のまとめ

●日本では、19世紀までの古典的な自由主義は「自由主義」と呼び、20世紀以降の福祉国家を擁護する現代の自由主義を「リベラリズム」という。

●リベラリズムは、福祉国家や「国家による自由」を擁護する。すなわち、国家が教育や福祉、医療などの公共サービスを提供し、景気対策を行い、累進課税（所得の額が大きくなればなるほど、税金の額も増える）による国民の間での所得の再分配といった「国家による人々の生活への介入」を擁護する。そして、福祉国家では、国家内のどこにいても、国民に対して最低限の生活のレベルを保障する（ナショナル・ミニマムの保障）。

●イギリスの政治哲学者のバーリンは「２つの自由概念」により、自由という言葉の意味を次の２つに分類した。

①消極的自由（～からの自由）：他人や国家から妨害・強制されずに、自らの意思に従って行動できること（他者に放任されることが自由）。

②積極的自由（～への自由）：「ありのまま自己」は感情や欲望に流されやすいので、こうした望ましくない欲求を制御しながら、自らの理想（「あるべき自己」）へと近づけるように行動できること（自己を支配することが自由）。

㉔　引用・参考文献

●田中拓道（2026）『自由民主主義とは何か』ちくま新書

→17世紀から現代までの政治思想の流れを、自由主義と民主主義を中心に詳しく解説している。

●田中拓道（2020）『リベラルとは何か-17世紀の自由主義から現代日本まで』中公新書

→自由主義やリベラリズムについて、詳しく解説している。

●宇野重規（2020）『民主主義とは何か』講談社現代新書

→民主主義について、古代ギリシャから現代までの流れを、語り掛ける口調の文体で分かりやすく解説している。

＊次回の予習の範囲は

『図録政治学』の５、６です。